下水道を接続する際の申請について

申請者及び排水指定工事店		町

【申請者及び排水指定工事店】
下水道（農業集落排水）処理区域において、汚水を排水処理施設に流入させるために排水設備の新設、増設又は改築しようとする場合、排水管の修繕や便器の取り替えなどを除き、当該工事に着手する前に町へ**排水設備工事計画確認申請書（様式第１号）**を提出し、その計画について確認を受る。

添付書類
○ 見取図・平面図・断面図・展開図
○ その他（上記以外で必要な場合）

申請 →

排水設備工事計画確認申請を受け、計画の確認を行い、**排水設備確認通知書（様式第２号）**を申請者へ交付する。
※　およそ１０日ほど。

← **交付**

【排水設備指定店】
確認通知書を受け、工事を着手。
着手後速やかに**排水設備工事着手届（様式第３号）**を町へ提出する。

届出 →

排水設備工事着手届を受領する。

工　事

※　町へ提出した、排水設備工事計画から管路等に変更がある場合は、実際の平面図・断面図等を工事完了前または完了届提出時に町へ提出してください。

【排水設備指定店】
工事の完了した日から起算して５日以内に、**排水設備工事完了届（様式第４号）**を町へ提出し、検査を受ける。

届出 →

排水設備工事完了届を受け、**完了検査の日程調整**を行う。

完了検査

※　現地において排水設備の排水の流れや雨水の流入が無いことを

完了検査において、規定にそったものであるかを確認し、適合していない場合はやり直させ、適合してる場合は**排水設備検査済証（様式第５号）**を交付する。

← **交付**

【申請者及び排水指定工事店】
排水設備検査済証を受け、下水道の使用開始届を速やかに町へ提出する。
排水処理施設使用開始届（様式第６号）

届出 →

排水処理施設使用開始届を受け、使用開始に係る事務を行う。